

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和 4 年12月12日 (月曜日)

総務消防委員会

日時 令和4年12月12日（月曜日）午前9時00分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1 総務部、企画部 |            |
| 第123号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 第124号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 第125号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 第126号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 第139号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 第141号議案   | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

委員長	佐宗龍俊	副委員長	竹下修平		
委員	村田康助	山口洋一	中西宏彰	丸山隆弘	
議長	長田共永				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部の副課長職以上の職員、市民課長及び福祉課長

事務局出席者

議会事務局長	田中秀典	議会事務局次長	阿部和弘	議事調査課長	後藤知代
--------	------	---------	------	--------	------

## 開 会 午前9時00分

○佐宗龍俊委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において本委員会に付託されました第123号議案から第126号議案まで並びに第139号議案及び第141号議案の6議案について審査します。

審査は説明を省略し、ただちに質疑に入ります。

最初に第123号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。山口洋一委員。

○山口洋一委員 このたび、市民環境部、名称を変更して協働部ということであります。そこで、部の構成を見てみますと、言い方は悪いのですが、苦情相談所的な課が非常に多い。これは公共交通であるにしろ、それから特に環境の関係ということではありますが、そうした中で、市民自治推進課を、元の市民協働室を入れてということなのですが、これは本当に具現化できるのかどうかということが1点。そして、これはかなり考えられた結果だと思うのですが、まだ市長が就任されて1年たったかたないうちにこういうように変更していくというのは、何か市長の上意下達的なお考えがあつてのことなのか。その辺をお伺いします。

○佐宗龍俊委員長 山口行政課参事。

○山口貴司行政課参事 1点目の環境の関係です。具現化できるかどうかということですが、環境政策課と生活環境課が環境に関する部署になってきますが、2つとも本当に市民生活に深く関係する部門だということを考えておりますので、今回、部の名称は変わりますが、業務内容は変わりませんので、これまで同様に業務は行っていきたいと思っております。また市民に対しても、周知のほうはしっかり行っていきたいというように思っております。

2点目の市長からの指示というか、そうい

うことかということですが、今回、市民協働部ということで、また今回、地域自治区制度導入後10年が経過するというところで、さらなる市民自治の推進を行うということで、またそういった市民に関係する部署を集約して行っていったほうが、より市民自治が、新たな展開ができるということで、市民協働部ということで考えております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 山口委員が今、言われた、まず苦情処理という言葉に私はちょっと引っかかっております。どの課も市民に対して真摯に対応しなければいけないので、別に苦情処理をしているわけではありません。公共交通も、これは公共交通対策室が今まで行政課、総務部にありましたけれども、これはまちづくりであると。まちづくりの課であるということで、より市民に近いところという考え方は常にありました。それを都市計画に持っていくのか。今回、市民協働部ができたので、こちらに持って来たということでありまして。これは別に苦情を処理するという意味ではありません。

それから、今回、この協働というのが、今までは企画部にありましたけれども、やはり企画部自体が、企画政策をやっていくところでもありますので、もう10年がたち、市民協働という協働の部分が定着をしましてはじめてということで、1つ、実際に行動するところの部局にという意味で、市民協働部というのをつくっておりますので。そういう意味では、環境もあつたり、市民があつたりとかありますけれども、そういうものを集約したという前向きな意味での市民協働という意味でつくっております。

それから、市長もそうですが、これは昨年からこういう構想は少しありました。やはり少し改変をしていったらどうかということですが、けれども、昨年はまだ市長が就任されたば

かりということで、今年、1年がたち、新たに形を変えていくという、いわゆる前向きな市長の姿勢というように理解しております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これに付随をして、現在、例えば資産管理室は行政のほうへ行ってしまふ。というより、いろいろ庁内の異動があるわけなのですが、執務する場合、1番問題になるのは、移行していくことによって執務場が今のAというところからBへ行く。それからBにいる人はCへ行くとかになる。その場合、今、そのパソコンのデータを使っているので、回線の組み替えであるとか執務室の入れ替えであるとか、そういうことはあるのかないのか。現行のままで行くのか。まずそこをお伺いします。

○佐宗龍俊委員長 山口行政課参事。

○山口貴司行政課参事 今回、こういう形で組織のほうは改変するという形になりますが、執務室は今の現状のままで行きたいというように考えております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、今、部長がおっしゃられたように、市民の方がということなのですが、いわばワンストップでできるという考えなのも分かりませんが、ばらばらに行くということになるのですよね、このまま行きますと。あちらへ行って、何々係。こちらへ行って、何々係というようになる可能性は発生すると思うのですが。債権管理室はもともと税務のところ、裏にあったのでいいとして、それは3階に上がることはないと思うのですが、そのままとしても。ほかの部分はそのまうまくいけるという構想なのか。十分に周知をされるということなのですが、その点はいかがですか。

○佐宗龍俊委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 基本的に、課自体が窓

口としては変わりませんので。今の問題は、今回の機構の問題ではなくて、ワンストップ・サービス、これは、これから、今やっているデジタル化も合わせて、今後検討をやっていかなければいけない問題です。それは1階においてワンストップ。これは例えば市民課の窓口に来られた方が、税務上のことも含めてほかの階に行かなくても、ある程度1か所で何かを受付けできるというのを今後検討していく、デジタル・トランスフォーメーション、まさにDXの問題です。これは研究をこれから進めていかないといけない問題で、今回の機構が、したからどうということではないというように理解しております。

それから、本当は機構改革なのでいつも2月ぐらいに記者発表、議会に報告をするわけなのですが、今回の目的として、先ほど言った市民協働の関係も、事務室だけにおらずに、でき得る限り、例えば鳳来のいわゆる事務所へ出向いて、毎日はいけないにしても例えば週3回ぐらい、そちらのほうへ職員が出向くとか、そういうことも検討していきたいと思っています。なかなか新城のほうは施設がないのであれですが、鳳来のほうは公民館的な公共的な施設があるものですから、そういう意味での行動を移していくというようなことも。予算と実際の施設の問題がありますので、すぐ動けるかどうかというのは今、検討しておりますけれども、そういうことも考えながら、今までと違った、事務所にいるだけではなくて、できるだけ職員が出ていくというようなことも検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ぜひお願いしたいと思えます。

それからもう1点、今回、特に赤字で記されていない部分がありまして、現行東名のスマートインターの関係で、本年4月から土木

課に道路政策推進室というのをつくりましたよね。これはやはり、今、本市が考えている室というのは、課の待遇なのか、課の下に付くのかということなのですけれども。機構図から見ると課の下に付いているので、せっかく地域自治区にもお願いをし、区長会にもお願いをして、新東名のインターチェンジと全く違う手法で進もうというお考えだというように理解していますので、やはり課に昇格をして、その中で責任を持って関係部局と連携を取ってやっていくというほうがいいのではないかなど。赤字になっていませんでしたので。

今までの公共交通対策室は今度、課になるのですよね。課になるということはランクが上がったということなのですが、その点は、せめて供用開始までも課に昇格をしてあげて、そこでモチベーションを持っていただく、そして庁内の連携を完全に取るというようにされたほうがいいのではないのかというように考えますが。その点は内部で調整をされたのかどうかお伺いします。

○佐宗龍俊委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 今回の整理の中に、室を課にしたところがあります。公共交通対策室を公共交通対策課にしていきたいというのがあります。これは条例に直接関係することではないので、やはり機構で、正式には2月に発表するわけなのですけれども。考え方としては、今まで臨時的に、または、少人数で特定目的を持っていたものが室であったと。ただ、今、言われたように、室でも課でも別に、これは室長が課長から1ランク下とか、そういうものではありません。中には室長であり次長である、次長兼務の室長もおりますし。そういう形で、ある程度これから恒久化するところについては、室ではなくて課にしまったほうがいいのではないのかというのも今回の整理にあります。

ただし、先ほど言った道路政策推進室につ

いては、少し臨時的にある程度期間が決まっているという状態でありまして、完成したあかつきには、例えばもっとこのところが別の目的で政策をやっていくということであれば、また課という形で、道路政策推進課なのか分からないのですけれども、そういうような住み分けをしておりますので。ちょっと臨時的という部分というか、集中的に政策課題をやる室というような意味で残してあります。

それ以外の、例えば今、言った中でいくと、資産管理はもうこれからずっと恒久的にやっていかなければいけないのに、いつまで室なのだと、なぜ財政の下に付いているのだというような議論の中で整理をさせていただいたということになります。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今回の質疑で大体分かってまいりましたけれども、内部組織の一覧というのは資料のほうに付けていただいたのですけれども、これを見て、それなりの変更というのはすごく明確になってきました。また、この間の本会議質疑の中でも、取り組み方というのが、大体姿勢が見えてまいりました。大きく期待するところがあるのですけれども、逆に、所掌事務について、今度、事務分掌の関係で、この内訳を見ていくと、ちょっと抜けているところもあるのかなとか、いろいろ詳細にわたって見ますと感じたのですけれども。

例えばですけれども、総務部のところで、5番目で危機管理及び防災に関することと、こんなように書いてあります。これは、今までの安全・安心の事務分掌として位置づけられたものがそこへ集合していくのか、またほかにもいろいろ、ちょこちょこありますけれども、契約関係だとか予算関係、どこで組立てをやっていくのか、あ、これは(2)のと

ころにありますね。あと、その辺のところがちよっと説明していただきたいと思うのですが、お願いします。

○佐宗龍俊委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 本来、課長がいますので、課長に答えさせなければいけないのですが、今回、事務分掌は、部局によって、今まですごく厚く、たくさんあるところと、かなり薄く表現がしてあるところがありました。もっと言うなら、ちょっと驚いたのが、私は防災対策課長だった時代がありますけれども、防災が抜けていたということでありまして、あれあれということで、それもありまして、今回、事務分掌条例をいじるに当たって整理をしようということになりました。

やはり、この分掌の下には規則がありまして、各課の規則を詳しく述べるようになっておりますので、あまりこの事務分掌であれもこれも入れるのではなくて、1つの課について1つの表現をするという形に統一をしよう。もうすっきりさせようという形でしておりますので。丸山委員さんが言われたように、確かに総務部の中にいろいろなものが入っているのですけれども、防災というところを、防災対策課を表現すると今の表現になるし、資産管理課については財産という話になる、財政は財政というような、表現を1つ1つの課のだけにしてしまうので、ちょっと物足りない表現ではあります。それについては、その下の規則で課の仕事という形でしっかり規定をしていくというような形で整理をさせていただいたということでもあります。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。私たちはいろいろ行政の皆さんと関わりがあるものですから大体分かるのですけれども、市民の皆さんから今回、受付はどうなったのかとか、いろいろな戸惑いがないような方向でお願いしたいなど、これは1つ思います。で、整理されてすごくすっきりしてきているというよう

に私は感じておりますが。

一方、あと、総合支所について、先ほど少し触れていただいたのですが、市民自治の関係で、かなり支所の活動というのがすごく多方面にわたって、今増えていると思うのです。その辺で、今回の場合は、支所の場合は、地域課、これまでのとおりでありますけれども、もう少し位置づけを、力を入れられるような体制づくりというのが必要かなとも思ったのですけれども、その辺の見通しも含めて、お考えがありましたらお願いしたいです。

○佐宗龍俊委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 機構をやるときに、やはりこの総合支所の在り方、例えば総合支所長をどうしようとか、いろいろな意見は出ます。総合支所を普通の支所にする、例えばほかの合併地域を見ますと、すべきかどうかという議論も出るのですが、やはり新城市にとって、これは総合支所であると。拠点であるという位置づけは変えておりませんし、今、丸山委員が言われるように、確かに地域自治というところを、現場をやると、職員はやはりなかなか外せないの、その地域ごとに職員も配置をしなければいけないという形は必ず出ます。

そうすると今度は、今、企画部長がいますけれども、人員が大分取られますので、なかなかその運営も難しいながらも、しっかり配置はしていかないといけない。人的なという部分と、それから総合支所、やはりちょっと人員の数が足りないというようなこともあるのかもしれないのですけれども、新しい支所もできますし、そういった中でまた、人数的なものについてはまた検討していきたいというように思っております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 西村企画部長。

○西村仁志企画部長 私があまり口出しをしてはいけませんけれども、誤解のないように

ちょっとお話をさせていただきます。

地域担当者が地域に出向くということが全ての地域自治区で行われるわけではありません。今、市民の方の御協力、もちろん議員さんの御協力をもって、地域自治区制度10年が経過をしました。で、地域の方からいろいろな要望といいますか、それとか意見だとか相談だとか、いろいろなことが出てきておりますので、そうした意味で、地域に何らかの拠点を設けたほうが、もっと地域の課題が肌感覚で分かるのではないかというようなこともありますし。ですので、四六時中いくという形ではなくて、まずはそういう日を作って、地域のところに要望あれば出向いていくというような形で、仕事をさせていただこうかなというように思っております。

その場合にはやはりその施設をお借りしなければいけませんし、そうした面、それとあとはネットワークの問題。パソコンを持っていかなくてはいけませんので、ネットワークの問題だとかいろいろと対処しなければいけない部分はありますけれども、まずは市民の方からそういうような御意見があった場合には、地域担当者が直接出向いてお話を伺う日ですとか、もっとぎっくばらんに話ができる場所をというような形で、仕事をしていきたいというようなことでございますので、全てそのように10地区が、地域担当者が出してしまうという形ではございませんので。すみません、よろしく願いいたします。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第123号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第124号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第124号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第125号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第125号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第126号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第126号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第139号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 説明によりますと、名越区へのこの譲渡ということになるわけでありませけれども、この建物の状態というのですか、年数だとか、あと使用状況も含めて教えていただければと思います。

○佐宗龍俊委員長 大橋財政課資産管理室長。

○大橋健二財政課資産管理室長 建物につきましては、平成10年の建築でございますので、24年ほどたっているものになります。これまで消防団のほうで、器具庫とはいうものの量

のところもありまして使っていたということで、通常の使用については特に支障があるような感じを受けるような状態ではございません。そのまま使えるかなという感じで考えております。状態についてはそのような状態です。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。25年相当かかっているということなのですけれども、中に今まで資材関係が置いてあると思います。機材の倉庫になるといことですので。その辺りも含めて、どのように振り分けをされるのか、処分も含めて。

それともう1つは、この全体、名越地域を中心とした周辺の消防力というのですか、地域の消防団の消防力のバランスというのは十分取られておられるのかどうか。移管されることによって、この名越地域周辺、名越というと県民の森がある、それから反対側は豊岡、豊岡地域の消防団の組織があるということで、その辺のバランスも含めて、消防の側から聞くようになってしまうのですけれども。

○佐宗龍俊委員長 大橋財政課資産管理室長。

○大橋健二財政課資産管理室長 消防団の活動に関してはあまり詳しく承知していませんが、やはりどこの消防団の活動も、活動できる団員に合わせて器具庫ですとか詰所のほうを再編といいますか、そういった形でやっておられるということで、ここにつきましても、器具庫があつて器具があると、日常の点検、それから活動の時は、誰がその器具を扱うかということで、消防のほうで検討された結果、その団のほうの組織に合わせて器具庫のほうも再編されたというように承知しております。

それから、建物の中にある物品等につきましては、消防団それから消防署のほうが協力して、地元へ渡す時には、全て中には消防の物は一切なくなるということになっております。

それから、器具庫ということで、先ほど言いました畳の部分と車が入る部分がありますけれども、名越区のほうでは、車庫のほうも会議室のような形で使えるように、今後、名越区のほうで改築といいますか、中のほうを少し修繕し、会議のできるような形にしていきたいというように伺っております。そんなところでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体流れは把握しておりますので、分かりますけれども、ただ1つ、この地元の消防のバランスという面から言うと、地域性から言っても、先ほど言いましたように県民の森がある、それから観光地も含めてかなり集中している地域になる。それからいろいろなところで拠点というものがやはり必要になってくると思うのですね。いざという時の有事の際。過去を振り返りますと、あの周辺で、加周の火事というのですか、いろいろ山林火災もたびたび起きた経緯もありますし。なかなか火事の起こりやすいような可能性のあるというのですか、かなり高いものですから。

多分、名越区ともその辺、話し合いは消防のほうではされていると思います。何らかの形で、集会施設も含めて、地域の消防力に対して協力体制というものが多分できていくと思うんですけれども、その辺、若干危惧するものですから。やはり消防団また消防署も含めて、いろいろその辺を整理してもらえればと思うのですが。話は行われているという点ですかね。

○佐宗龍俊委員長 小林総務部長。

○小林義明総務部長 消防のことはこちらのほうでお答えしかねるのですが、我々、地元の、私は橋向、すぐそこなのですけれども、この中部地区でも同じように、消防団の統廃合で、建物については地元は無償譲渡を一昨年しました。地元の集会室として使っており

ます。

今、消防の再編、いわゆる消防団員の問題で再編があります。例えば名越で言うと、我々の管理のところていくと、今各地区で消火栓の器具に関しての更新等も大分いろいろ補助金が出ております。それがすぐ、これに代わるものではありませんけれども、今、鳳来地区は大分、消防ホースであるとか消防の物についての補助金等は、防災のほうで補助金を出して更新等をしております。

ただそれも、訓練をして地元の方がそのまま使えるかどうかというのもやはり大事なことでありますし、消防団の統廃合は、今、委員さんが危惧されるように、なくなっていくとどうなのかなというのは、確かに心配するところではあります。今回、その整理があるからこれが空いたという。だから地元の有効活用していただくという流れの中で、御理解いただくしかこちらとしてはお答えできません。申し訳ありません。

○佐宗龍俊委員長 消防総務課長は来ておりませんので、その辺りはまた別の問題ということでいきたいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第139号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第141号議案 東三河広域連合規約

の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。竹下修平委員。

**○竹下修平委員** それでは、第141号議案について何点か質疑のほうをさせていただきます。

まず、資料要求の資料のほうを確認させていただきますまして、この規約変更のスケジュールのほうも確認させていただいたのですが、12月のところの矢印が少し入り組んでいまして、これが終わったら次、これをやっていくのだという、その辺りの流れについて、いま一度確認をさせて欲しいです。お願いします。

**○佐宗龍俊委員長** 杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** A4横の規約変更のスケジュールという資料について、少し御説明をさせていただきます。

これは3行ございまして、上が広域連合の進むスケジュール、真ん中が構成市町村、下が愛知県というような作りなっていますが、12月のところ、まずは真ん中の構成市町村で、8市町村の各市町村議会のほうで、今回、新城市と同様にそれぞれがこの12月定例会に規約変更の議案を出しております。それぞれの構成市町村で議決をされますと、広域連合のほうとしましては、12月のところ、上に矢印がありまして、構成市町村から広域連合というところの矢印、議決証明をもちまして、これで広域連合としては法定上の協議を、今度は下の矢印、愛知県のほうに、規約変更の許可申請という手続きに入っていくという図になっています。

で、愛知県のほうで審査をされまして、1月のところ、今度は愛知県から上に矢印で、広域連合のところの矢印が出ますが、愛知県から広域連合に規約変更の許可が下りる予定をしております。で、広域連合としましては、県からの規約変更の許可を受けまして、この12月から1月にかけて、横のかっこで囲ってある、広域計画変更議案提出というのが囲っ

てあるのですが、県からの許可を受けますと、広域計画というのを、手続き上の見直しをする具体的なものが載っている広域計画ですが、それを見直しまして、広域連合の2月定例会、こちらのほうに、2月のところに2月定例会と書いてありますが、広域連合議会のほうにかけて、御承認をいただいて、来年4月からその手続きに、事務に入っていけると。そんなスケジュールの説明でございます。以上です。

**○佐宗龍俊委員長** 竹下修平委員。

**○竹下修平委員** 理解できました。

その上で、前回、本会議の質疑の中で、浅尾議員から質疑があつて、この広域連合のほうでの議案上程はないというような答弁があつたような気がしたのですが。今の説明ですと、広域計画の変更議案というのが2月議会に上程されるということで理解をしましたが、その辺りをもう1回確認させてください。

**○佐宗龍俊委員長** 杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** 少し紛らわしいですが、まずは広域連合の規約変更につきましては、構成市町村の議会で議決をいただくこととなります。それをもちまして、今度は広域計画という計画の議決につきましては、これは広域連合議会のほうで議決をいただくという整理でございまして。先日の浅尾議員さんからの質疑では、規約変更でしたので、各構成市町村議会での議決が必要になると、そういう説明であつたかと思ひます。

**○佐宗龍俊委員長** 竹下修平委員。

**○竹下修平委員** はい、そのように理解させていただきます。

その上で、この社会福祉連携推進法人、今、新城市管内にはないということであつたと思ひますが、この流れとして、この社会福祉連携推進法人の強みであつたりとかメリットというのもあると思うのですが、今後そういった法人が増えていくような流れなのか、既にそういう動きがあるのか、もしその点が分か

れば確認させてください。

○佐宗龍俊委員長 中山福祉課長。

○中山恭成福祉課長 社会福祉連携推進法人、これにつきましては、今、市内の社会福祉法人の中ではそういう話はありません。スケールメリットを生かしてということで国のほうは制度化しておりますが、今の所はそういった必要性が感じられないということで、今は市内はありませんし、東三河8市町村もそういった動きの法人さんは、今は聞いておりません。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第141号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会の付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 佐宗龍俊